

# 在籍型出向

## 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）のご案内

### 産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、『在籍型出向』により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

### 対象

- ◆ 雇用調整を目的とする出向が対象
- ◆ 【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】  
**独立性が認められないグループ企業や子会社間などの在籍型出向**も一定の要件を満たせば助成対象
- ◆ 出向元・出向先ともに雇用保険の適用事業所であること  
(その他要件がございます。詳細は助成金センターまでお問い合わせください)

助成金の詳細につきましてはガイドブックをご確認ください



「産業雇用安定助成金ガイドブック」

### 前提

雇用の維持を目的とする助成のため  
出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です

### 対象事業主

#### 出向元事業主

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

#### 出向先事業主

当該労働者を受け入れる事業主

### 助成率 助成額

#### ① 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する**賃金**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

#### ② 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

① 出向運営経費	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	$\frac{9}{10}$	$\frac{3}{4}$
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	$\frac{4}{5}$	$\frac{2}{3}$
独立性が認められない事業主間での出向	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$
上限額 (出向元・出向先の計)	12,000円/1人1日当たり	

② 出向初期経費	出向元事業主	出向先事業主
助成額 ※1	各 10万円/1人当たり (定額)	
加算額 ※2	各 5万円/1人当たり (定額)	

※1：独立性が認められない事業主間での出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**

※2：一定の要件を満たした場合加算があります

### 復帰後の訓練を助成します

出向先で従事した業務により新たに得たスキル・経験をブラッシュアップするために行う訓練を助成します。  
(例:情報通信業へ出向し、ITスキルを得た労働者が、復帰後更なる教育訓練(外部講座)を受け、IT人材として社内のDX化に貢献する)

#### 経費助成

出向元事業主

訓練経費

実費相当額

(1人当たり上限30万円)

#### 賃金助成

出向元事業主

訓練時間に対して

900円/1人1時間当たり

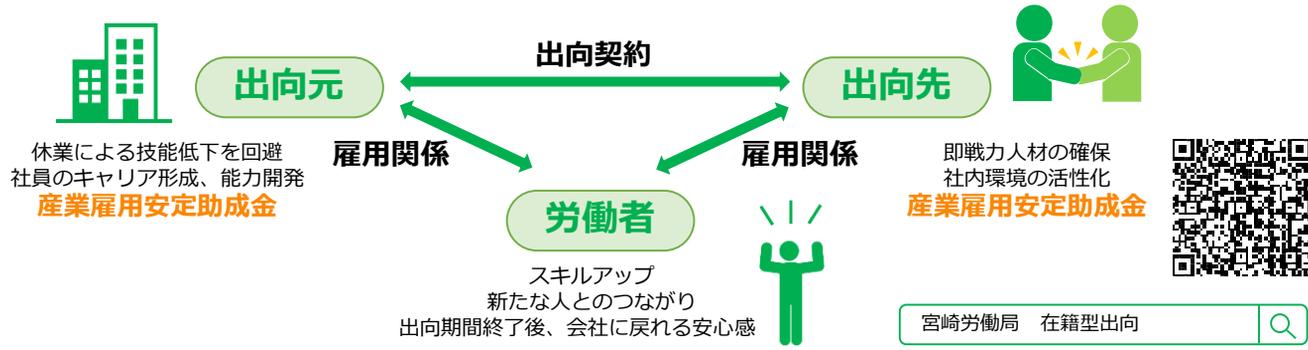
(上限600時間)

\* 復帰後訓練助成の支給額(「経費助成」及び「賃金助成」の合計額)は、1年度1事業所あたり1,000万円が上限です。

令和4年  
10月1日より

# 在籍型出向の仕組み

『在籍型出向』とは出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。



## 出向の事例



訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

出向期間 5か月  
出向労働者 2名



精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。



インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

出向期間 12か月  
出向労働者 1名



保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、1年間限定で勤務してくれる方を探している。

## 助成金受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**  
労働組合などとの**協定**  
出向予定者の**同意**

出向計画届提出  
要件の確認

出向の実施

支給申請

助成金受給

出向元と出向先との間で、出向期間・出向中の労働者の処遇・出向労働者の賃金額・出向元/出向先の賃金などの負担割合などを取り決める

出向元と出向先が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに  
出向元が宮崎労働局 助成金センターに提出

1ヶ月以上6ヶ月以下の単位で設定した期間ごとに  
出向元と出向先が支給申請書を作成し  
出向元が宮崎労働局 助成金センターに提出

支給申請書に基づき、  
出向元/出向先それぞれに助成金を支給

## 出向マッチング支援

産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

公益財団法人 **産業雇用安定センター** 宮崎事務所

〒880-0812 宮崎県宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル3階

電話：0985-38-7210

産業雇用安定センター 在籍型出向

## 助成金の相談先

産業雇用安定助成金の要件や申請に関するご相談は、宮崎労働局 助成金センターまでお願いいたします。

**宮崎労働局 助成金センター**

〒880-2105 宮崎県宮崎市大塚台西1-1-39（受付時間 平日8:30～17:15）

電話：0985-62-3125

助成金センターへお越しの際はお電話でのご予約をお願いいたします

『産業雇用安定助成金ガイドブック』から  
詳細をご確認いただけます

宮崎労働局 産業雇用安定助成金